

海外展開挑戦支援事業補助金

Q & A

令和8年10月7日

- Q 1. 補助対象経費は何ですか。 2
- Q 2. 補助限度額はありますか。 2
- Q 3. 過去の補助事業を活用した事業者が再度補助を受けることはできますか。 2
- Q 4. 申請要件の「新たな海外販路の拡大に取り組むこと」とは、
今まで一切海外展開をしたことない企業しか申請できないということですか。 2
- Q 5. 加点項目「スイス（ツーク州）、インド（全土）、中国（四川省）、米国（ハワイ州）、
メキシコ（グアナフアト州）、ベトナム（全土）での事業実施」は、
どのように判断されますか。 2
- Q 6. 補助金を受け取るまでの手続きの流れを教えてください。 3
- Q 7. 複数の国を対象として申請を行うことは可能ですか。 3
- Q 8. 令和8年12月末に開催される展示会の費用は補助対象とすることはできますか。 3
- Q 9. 申請書を提出したのですが、内容を変更したいです。差し替えは可能ですか。 3
- Q 10. 事業着手とは何を指しますか。 3
- Q 11. 交付決定後に事業計画の変更があった場合は、手続が必要ですか。 4
- Q 12. 補助対象期間（事業期間）はいつからいつまでですか。 4
- Q 13. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。 4
- Q 14. 実績報告に添付する支出内容及び支出金額が確認できる書類とは何を指しますか。 4
- Q 15. 補助金を活用して購入したもの（機械装置、工具器具など）を売却することはできますか。 5

Q 1. 補助対象経費は何ですか。

- A. 補助対象となるのは、海外への販路拡大に必要な経費（以下の16費目に該当するもの）です。
- ①謝金、②旅費、③借損料、④通訳・翻訳費、⑤資料購入費、⑥通信運搬費、⑦広報費、⑧マーケティング調査費、⑨産業財産権等取得等費、⑩展示会等出展費（展示会等出展に伴う会場借料、備品費、商品搬送費、倉庫保管料及び保険料を含む。）、⑪雑役務費、⑫講座受講料、⑬原材料等費、⑭機械装置等費、⑮設計・デザイン費、⑯委託・外注費
- 交付決定日以降に着手（見積書徴取、契約締結、支払いなど一連の行為）され、事業期間内に支払いが完了する経費が対象となります。
- また、補助事業者自らが見積書徴取、契約締結、支払いなど一連の行為を行った取引に限り、補助対象となります。

Q 2. 補助限度額はありますか。

- A. 1事業者あたりの補助限度額はございません。
- なお、審査項目には「費用対効果」という項目を設けております。目先の費用を積み上げるのではなく、本補助事業での目的達成に必要な経費を過不足なく申請いただきますようお願いいたします。

Q 3. 過去の補助事業を活用した事業者が再度補助を受けることはできますか。

- A. 過去の補助事業（アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金）を活用した事業者が再度補助を受けることは可能です。
- ただし、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金又は海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金（海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第2条第3号の規定に該当する者に限る。）の採択を受けた事業計画について、同一の事業計画で再申請を行う場合には、審査項目「過年度事業の継続性」にて審査を行い、審査項目「新規性」の評価点に対し、補正係数を適用することとしています。

Q 4. 申請要件の「新たな海外販路の拡大に取り組むこと」とは、今まで一切海外展開をしたことない企業しか申請できないということですか。

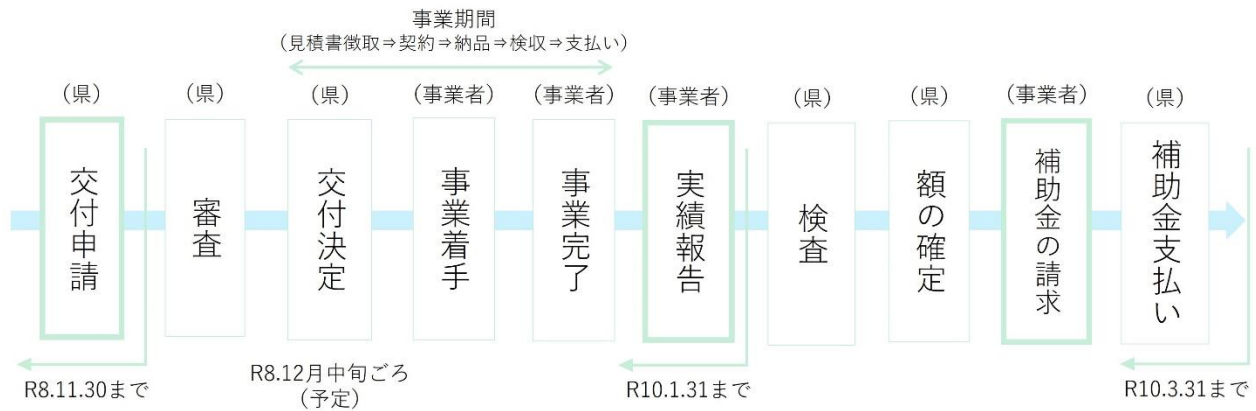
- A. そうではありません。海外初挑戦だけでなく、まだ取引がない新しい国を販路開拓する場合や、既存の海外販路で未投入の新しい商品を販売する場合なども新規性があると判断いたします。
- なお、審査項目「新規性」は、取組の新規性が高いものほどより高得点になるため、申請書には、今までの取組及び今回の取組内容を必ず記載し、何が新規なのか、一見してわかるように明瞭かつ具体的に記載してください。

Q 5. 加点項目「スイス（ツーク州）、インド（全土）、中国（四川省）、米国（ハワイ州）、メキシコ（グアナファト州）、ベトナム（全土）での事業実施」は、どのように判断されますか。

- A. 事業計画書の「3 事業計画」の「(2) 具体的内容」の「③事業実施国・地域」に記載があり、事業計画書からそこで実施する内容が明瞭かつ具体的に読み取れる場合にのみ加点します。
- （注）事業の実施国・地域に「中国」のみ記載し、地域を特定していない場合は、事業の実施場所が「四川省」であっても加点しません。

Q 6. 補助金を受け取るまでの手続きの流れを教えてください。

- A. 事業者から県への書類の提出は、「交付申請」、事業完了後の「実績報告」、額の確定後の「請求」の3度行う必要があります。(事業完了までに変更申請を行う場合、この回数は増えます。)



- ① 令和8年11月30日(月)17時まで「交付申請書」を提出してください。県が審査を行い、交付決定を通知します。
※ 交付決定は令和8年12月中旬を予定しています。
- ② 交付決定後、見積書徴取、契約・発注など事業に着手し、納品、検収、経費の支払いまでを令和10年1月31日(月)までに完了させてください。
- ③ 事業完了後、令和10年1月31日(月)までに「実績報告書」を提出してください。提出後、県が検査を行い、額の確定を通知します。
- ④ 額の確定後、「請求書」を提出してください。提出後、県から補助金をお支払いします(請求書受領から支払いまで1か月程度必要です)。

Q 7. 複数の国を対象として申請を行うことは可能ですか。

- A. 申請を行うことはできますが、申請する複数の国に関する具体的な事業計画を記載していただく必要がございます。
- また、記載いただいた国ごとの内容について審査することになりますので、その点を踏まえて、申請をしていただくようお願いいたします。

Q 8. 令和8年12月末に開催される展示会の費用は補助対象とすることはできますか。

- A. 交付決定は令和8年12月中旬を予定しており、事実上不可能と考えております。

Q 9. 申請書を提出したのですが、内容を変更したいです。差し替えは可能ですか。

- A. 一度提出いただいた申請書は、いかなる場合でも差し替えはお断りしております。しっかりと検討いただいた上でご提出をお願いいたします。

Q10. 事業着手とは何を指しますか。

- A. 事業着手の日の考え方は、補助対象経費に係る見積書の徴取日(展示会であれば、展示会の申し込み日)とします。補助対象となるものは、県の交付決定日以降に事業着手した経費です。

Q11. 交付決定後に事業計画の変更があった場合は、手続が必要です。

- A. 交付決定後、次に該当する場合は、変更承認申請が必要です。
- ・事業計画の内容に変更がある場合
 - ・補助対象経費全体もしくは、事業区分毎の補助対象経費について 20%を超える増減が発生する場合
なお、交付決定額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q12. 補助対象期間（事業期間）はいつからいつまでですか。

- A. 補助対象期間は、交付決定日～令和 10 年 1 月 31 日（月）です。
この期間内に、見積書徴取、発注・契約、納品、検収、支払いを完了させてください。

Q13. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。

- A. 事業の完了した日から起算し 30 日を経過した日、又は補助事業の完了期限である令和 10 年 1 月 31 日（月）のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

Q14. 実績報告に添付する支出内容及び支出金額が確認できる書類とは何を指しますか。

- A. 以下の表のとおりです。
ただし、以下の書類では支出内容や支出金額が十分に確認できないと判断した場合には、追加で書類の提出を求めることがあります。

	証拠書類
旅費	(1) 領収書 (2) 便名、クラスが確認できる資料（航空券の場合に必要） (3) 支出内容が確認できる資料（領収書に明細の記載がない場合に必要） (4) 為替レートを確認できる資料（外国送金等の場合に必要）
1 発注金額が 10 万円以上(税込)の経費（旅費を除く）	(1) 見積書 (2) 相見積書 (3) 随意契約の理由書（(2)を徴取せず特定の者に依頼する場合に必要） (4) 契約書（発注書） (5) 納品書（委託業務等の場合、報告書） (6) 請求書 (7) 領収書 (8) 為替レートを確認できる資料（外国送金等の場合に必要）
1 発注金額が 10 万円未満(税込)の経費（旅費を除く）	(1) 領収書 (2) 支出内容が確認できる資料（領収書に明細の記載がない場合に必要） (3) 為替レートを確認できる資料（外国送金等の場合に必要）

Q15. 補助金を活用して購入したもの（機械装置、工具器具など）を売却することはできますか。

- A. 補助事業により取得した機械等の財産、効用の増した財産（単価 50 万円以上のものに限ります。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への転用はできません。）
- また、知事が別に定める期間以前に当該財産を処分等する場合には、事前に知事の承認を受けなければなりません。（販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認が必要です。）
- なお、当該財産を処分したことによって得た収入の一部を県に納付しなければならない場合があります。（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）